

岩美町測量等業務最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町が発注する建設工事に係る測量業務、建設コンサルタント業務、建築(設備)設計業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務(以下測量等業務という。)の競争入札において地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の10第2項(第167条の13の規定により準用する場合を含む。)の規定によりあらかじめ最低制限価格を設け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 最低制限価格は、予定価格が130万円以上のもので、競争入札により契約を行う測量等業務について設けるものとする。

(最低制限価格の算出方法)

第3条 最低制限価格(消費税額及び地方消費税相当額を含まない金額とする。以下、本条において同じ。)は、予定価格(消費税及び地方消費税相当額を含まない金額とする。以下、本条において同じ。)の算出の基礎となった設計金額のうち、別表に掲げる委託業務の区分に応じた算定式により得た額(千円未満の端数を生じた場合には、その端数を切り捨てた額。)とする。ただし、その額が、予定価格に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8を乗じて得た額(千円未満の端数を生じた場合には、その端数を切り捨てた額)とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6を乗じて得た額(千円未満の端数を生じた場合には、その端数を切り上げた額)とする(測量業務にあっては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額(千円未満の端数を生じた場合には、その端数を切り捨てた額)とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額(千円未満の端数を生じた場合には、その端数を切り上げた額)、地質調査業務にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額(千円未満の端数を生じた場合には、その端数を切り捨てた額)とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に3分の2を乗じて得た額(千円未満の端数を生じた場合には、その端数を切り上げた額)とする。)

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、10分の6から10分の8まで(測量業務にあっては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで)の範囲内の割合を予定価格に乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

(最低制限価格の周知)

第4条 最低制限価格を設定した場合は、入札に参加しようとする者に対し、当該入札に関し、最低制限価格が設定されていることを周知しなければならない。

(最低制限価格の公表)

第5条 最低制限価格は、契約締結後に閲覧その他の方法により公表するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格の設定に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日以降に競争入札の公告又は指名通知をする競争入札から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日以降に競争入札の公告又は指名通知をする競争入札から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日以降に競争入札の公告又は指名通知をする競争入札から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日以降に競争入札の公告又は指名通知をする競争入札から適用する。

別表

委託業務の区分	算定式
測量業務	直接測量費+測量調査費+諸経費×0.48
建設コンサルタント業務	直接人件費+直接経費+その他原価×0.9+一般管理費×0.48
建築(設備)設計業務	直接人件費+特別経費+技術料等経費×0.6+諸経費×0.6
地質調査業務	直接調査費+間接調査費×0.9+解析等調査業務費×0.8+諸経費×0.48
補償コンサルタント業務	直接人件費+直接経費+その他原価×0.9+一般管理費×0.45
その他の業務	予定価格×0.6